

監事退任手当規程

社会福祉法人 春圃会

社会福祉法人春園会監事退任手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春園会の監事が退任した場合に支給する退任手当について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人春園会の監事に適用し、その者が退任した場合に、その者(死亡による退任の場合はその遺族)に支給する。

(監事の退任手当の額)

第3条 監事の退任手当の額は、1万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

在任期間1年以上6年まで	1年につき100/100
在任期間7年以上12年まで	1年につき110/100
在任期間13年以上	1年につき120/100

(法人業務等による退任等の場合)

第4条 法人業務上の傷病又は死亡により退任した者には、2万円に次に掲げる割合を乗じて得た額を第3条又は第4条に規定する額に加算する。

在任期間1年以上10年まで	1年につき100/100
在任期間11年以上20年まで	1年につき110/100
在任期間21年以上	1年につき120/100

(在任期間の計算等)

第5条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、監事となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。

2 前項の規定により算定した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、次の場合には、これを1年に切り上げる。

在任期間が6か月以上1年未満である場合

第4条の規定に該当する場合であって、在任期間が1年未満である場合

(特別加算)

第6条 在任中に、特に功勞のあった監事に対しては、この規程に定める支給額のほかに特別加算金を支給することができる。

(支給時期)

第7条 この規程に基づく退任手当は、退任の日から1か月以内に支給する。

(支払方法)

第8条 退任手当は、現金又は口座振込みによって支払う。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲は及び支給を受けるべき順位は、労働基準法施行規則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行し、この規程の施行の際現に監事となっている者の在任期間の計算については、就任した日から起算する。